

岡山県テニス協会 入会金、会費規則

(入会金)

第1条 本協会の入会金は 10,000円とする。ただし、高校生および中学生のみで構成する団体の会費については、入会金の支払いを免除する。

(会費の額)

第2条 本協会の会費は、加盟団体会費および所属構成員会費（個人登録費）とし、その額は次のとおりとする。

1. 加盟団体会費 年額 10,000円

2. 所属構成員会費 1名につき年額 2,000円

ただし、高校生以下の学生の所属構成員会費は、つぎのとおりとする。

1名につき年額 1,000円

大学生、専門学校生については、一般と同様の扱いとする。

3. 下記学校関係連合体の会員の加盟団体会費は、次のとおりとする。

岡山県高体連テニス部 年額 10,000円

岡山県中体連テニス部 年額 10,000円

上記連合体に所属している学生は、学校単位または別名の団体で登録しても団体登録費の支払いは要しない。

4. 年度途中で入会した会員であっても、加盟団体会費および所属構成員会費は、1号ないし2号とし、月割り計算はしない。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年4月末日までに納付するものとする。

制 定

S52.01.01 (全面改正) H04.02.11 (一部改正)

S54.03.01 (一部改正) H13.02.18 (一部改正)

S58.02.05 (一部改正) H22.02.21 (一部改正)

S61.02.07 (一部改正) H26.02.16 (一部改正)

S63.02.06 (一部改正) H28.03.27 (一部改正)

H01.02.04 (一部改正) R04.01.23 (一部改正)